

日本児童文学学会紀要『児童文学研究』第52号投稿規程

1. 本学会の会員であり、投稿する年度までの会費を完納している者は、(1) 研究論文、(2) 研究ノートいずれかを投稿できる。

2. 投稿原稿掲載の可否は、編集委員会で審査のうえ決定する。ただし、内容の修正を求めることがある。

3. 投稿原稿は原則としてコンピュータ（ワープロ）入力し、プリントアウトしたものを5部提出すること。そのうちの1部にのみ表紙を付け、下記の(1)～(6)を記すこと。

- (1) 氏名（共同執筆の場合は代表者を明示）
- (2) 肩書あるいは所属
- (3) 連絡先（郵便番号、住所）
- (4) 電話番号、FAX 番号、メールアドレス
- (5) 原稿表題
- (6) 原稿種別（研究論文、研究ノートのいずれか）

4. 執筆に関する留意点

(1) 児童文学・児童文化に関したもので、日本語で書かれていること。

(2) 研究論文および研究ノートは、一回の掲載で完結する完成原稿で、未発表のものに限る。ただし、口頭発表はこの限りではない。

(3) 他の学会誌、研究紀要などへの投稿原著と著しく重複する内容の原稿を本誌に併行投稿することは、これを認めない。

共同執筆の場合は、別紙にそれぞれの執筆分担箇所を明記する。明記できない場合は、役割分担を示すこと。

(4) 研究論文、または研究ノートのいずれかを選択して投稿できる。

「研究ノート」とは以下のいずれかの特徴を持つものを指す。

1. 児童文学・児童文化に関する研究動向・事実状況を展望し、研究を進める上での基礎的整理を行ったもの。

2. 史・資料の紹介や、特徴的な研究方法の紹介に重点をおいたもの。

ただし、特徴的な研究方法の紹介をしながら、それに基づいて新たな知見を導き出したと認められる研究は「研究論文」としての評価を行う。

また、新資料の発見とその歴史的意味、あるいは資料に関する考察から新たな知見を導き出したと認められる研究は「研究論文」としての評価を行う。

3 「研究論文」にいたる前の萌芽的段階の論述や、取り組みを進めている挑戦的な研究を報告したもの。また、審査の結果、「研究論文」としての採択には適さないものの、以上の特徴に照らし合わせた上で「研究ノート」として採択する場合もある。

(5) 書式

1. 縦書を原則とし、内容に即して横書も可とする。

2. 投稿原稿はA4判用紙にプリントアウトしたもの（縦書は1段組でも可）を原則とし、各ページにページ番号を付ける。

3 原稿の本文は表題から始め、氏名や肩書・所属は書かないこと。

4 論文要旨（200字以内）を記した別紙を添付すること。

⑤ 図版などの使用については、著作権に充分配慮すること。

⑥ 投稿された原稿は掲載の可否にかかわらず返却しない。

⑦ 注記・数字の表記については、以下を3照のこと。

注の入れ方や数字の表記（縦書）については、原則として次のように統一すること。

・ 註は注とする。〈 〉に入れ、〈注〉とする。

・ 注は、原則として後注とし、一括して論文の末尾に付ける。注記の文字ポイントは本文と同じと

し、本文文字数にカウントする。

・本文中には、注という文字を入れず、該当箇所の右下に（1）のように括弧付きの数字のみを入れる。

・注番号は、アラビア数字を用いるが、その他の数字の表記は、原則として左記の例の通りとする。

西暦年… 1790年、80年代

元号 … 明治38年、昭和50年

日付 … 4月25日、10月27日

その他… 28歳、50歳、30年間、250年

・引用文献については、原則として、左記の各項を明記する。

著書… 著者名 訳者名 書名（出版地）発行所名 出版年 ページ数

論文… 著者名 論文名 誌名と巻号（出版地）発行所名 出版年 ページ数

5. 原稿の分量

・研究論文、研究ノート共に本誌仕上がり12～14ページ分。

・1ページの文字数は、縦書1,302文字（31字×21行×2段）、横書1,344文字（42字×32行）

・注記および図版、資料などはこのページ数に含む。

・1 ページ目最初に表題を記すこととするが、この表題は本文文字数から除く。

なお、編集委員会で分量を超えていると判断した場合、審査の対象としない。

6. その他

・原稿の受付（資格の確認）後、受領書（はがき）を送付する。

・編集委員会（ただし内容によっては委員会が外部の査読者を依頼する場合がある）において採用の検討を行い、その結果を通知する（掲載、修正後再審査、不掲載など）。

・掲載が決定したものについて、（1）英文タイトル（できる限りネイティブチェックを済ませる）

（2）本文の電子データ（ワープロ、パソコンを使用の場合）、（3）抜刷の希望部数（最低30部、費用は執筆者負担）などを編集委員会が執筆者に依頼・打診する。

・著者校正は、初校の1回とする。校正は、誤記・誤字等の訂正とし、書き直し（加筆・削除）を行ってはならない。

・写真版・図版の印刷費用は、執筆者の負担とし、これを請求する。

7. 本誌に掲載の著作物の著作権は本学会に帰属する。

8. 本規定は2017年11月25日に改定し同日より施行する。

〈送付方法〉

1. 簡易書留にすること。

2. 「児童文学研究」原稿在中と封筒に明記すること。

〈宛先〉

〒202-8585 東京都西東京市新町1-1-20

武蔵野大学 文学部

日本児童文学学会紀要編集委員長 宮川健郎

E-mail : ta_miya@musashino-u.ac.jp

〈投稿締切日〉

2019年3月31日（日）消印有効